

## (仮称)静岡市議会基本条例の骨子案に対する市民意見の募集結果について

静岡市議会では、より市民の皆さまに開かれた市議会の実現を目指し、議会改革特別委員会を設け、(仮称)静岡市議会基本条例の発案に当たり、協議・調整を行っています。

今般、本条例骨子案に対する市民の皆さまからのご意見を募集した結果を、次のとおりお知らせします。

なお、ご意見をお寄せいただいた皆さま、どうもありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

- 1 意見の募集期間 平成24年6月11日(月)から平成24年7月10日(火)まで
- 2 意見の提出件数 意見提出者数 12人、意見提出件数 68件
- 3 公表場所 市議会ホームページ、市議会事務局(静岡庁舎本館2階)、各区市政情報コーナー、各生涯学習施設
- 4 ご意見及びご意見に対する考え方

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
1		いたるところで文章が“…ものとしします。”で終わっています。この文章では何だか“是はたてまえですよ。ほんとはね…”という感じがします。何故“…する。”と言い切ってはいけないのでしょうか?“…ます。”と言い切っている文章もあります。どう違うのでしょうか？	「ものとする」と規定している部分は、原則、方針を示す用語として用いており、いただきましたご意見のような意はありません。なお、規定の趣旨から「1目的」と「11議決事件」については「…ます」と言い切る形にしています。
2	骨子案全体	条例案の決定までの経過は23年7月より議員18名「議会改革特別委員会」において検討された由、延18回ご苦労様と申し上げます。最終委員会は7/20同制定案をみますと全文を通して議員サイドの見方・考え方が背景にあります。この委員会の主要テーマである「議員定数条例の改正」が議論されたのかわかりません。余計なことですが文章全体をとおして極めて稚拙の部分が多く「議会改革」の名が泣きます。	議員定数については、この議会改革特別委員会で別に議論されることとなります。その他はご意見として伺わせていただきます。
3	前文	一つのセンテンスが長すぎて何所が何所へどうつながっていくのか良く分かりません。もっと一つのセンテンスを短くしてください。	前文については、議会改革特別委員会で協議し、練り上げてきたものです。ご意見として伺わせていただきます。

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
4	前文	<p>基本条例と名前の付く条例であるため、前文を設けたい気持ちもわかりますが、議会基本条例は、他の基本条例のような「行政の一分野」という程度の基本条例ではなく、地方行政において、すべての行政分野におよぶ二元代表の一翼を担う重要な「機関」について定めようというものです。そのことをしっかり自覚していれば、静岡市自治基本条例に多少表現を書き換えたような前文を置くこと自体、軽々に行うべきではない。</p> <p>すでに、静岡市の目指す姿は、静岡市自治基本条例前文や目的に書いてあり、議会はその実現するための「機関」だからです。ご承知のとおり、平成17年第1号条例として施行された静岡市自治基本条例は、市の最高法規として位置付けられております。この条例で、市民と市（議会と執行機関）の役割を明確にしています。静岡市自治基本条例は、「市の執行機関条例」ではなく、「自治基本条例」です。静岡市自治基本条例によれば、基本理念を「『市民』と『市』の協働によるまちづくり」としています。『市』とは、「市議会」と「市の執行機関」です。「議会」の存在意義は、静岡市自治基本条例前文等にある「誇れる自立した都市」等に向かっていることは自明です。議会基本条例はあくまで、静岡市自治基本条例を実現する方向で、基本条例とは言っても運用上の必要性から制定されるものです。前文は、不要だと思います。まして、原案は、妥協の産物ともいえるべき稚拙な文書に思われます。（稚拙な文書などと言う指摘は、気持ちのいい指摘ではありません。ですが、誰かが指摘しないとならない、と思いあえて指摘いたします。）</p>	<p>前文には、本条例制定の経緯・考え方等を記載しており、必要であると考えます。その他は、ご意見として伺わせていただきます。</p>
5		<p>仮に、前文を規定するとして、議会は、行政の一施策ではなく、重要な機関であるため、今日的な話題を書くのではなく、普遍的で言わば壮大な内容とすべきです。「責任がますます増大する時代に合っ」「大規模地震等災害対応については」等、たまたま今日話題になったような現時点の認識ではなく、あるべき方向性を示す普遍性あるものとしなければ、規定する意味はない。</p>	<p>ご意見にあるような今日的な話題ということではなく、制定時現在で、静岡市議会として特記が必要な重要事項として記載しています。</p>
6		<p>「大規模地震等の災害対策」について、極めてあいまいな表現が前文にあります。下記の通り、様々な観点で疑問です。①具体的な行政課題を基本条例に規定すべきでない、②いざという時の「大規模地震等の災害対策」は執行機関（防災）の仕事です。前文だけのあいまいな規定はすべきでない。いざという時、執行機関の本来業務に余計な負荷がかかっては市民として困る。③「議会として迅速かつ的確に行動する」のは、「大規模地震等の災害対策」だけと読める文書であり、文理的にも疑問です。</p>	<p>行政課題として、執行機関に対応を望むということではなく、市民の代表としての議員の立場、議会の役割、責任を踏まえて、議会としてできる限りの対応をすることを宣言するものです。</p>

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
7		この文章だと“市議会の役割及び責務を果たす”のは“この条例”になってしまいます。それではおかしいではありませんか。	「市議会の役割及び責務を果たすこと」とおして、この条例の目的を達成するとの意味です。
8	1 目的	静岡市自治基本条例との関係が、しっかり把握されていないため、条例の目的が定まっていないように思います。まるで、「議会は、静岡市自治基本条例においては、第 17 条及び第 18 条しか規定がないから議会基本条例を定める」と言うような観点で原案が作成されたように思われますが、「議会は、静岡市自治基本条例においては、前文及び第 1 条から第 18 条で様々に規定されています」この正確な理解が条例案からとても読み取れません。たとえば、「静岡市自治基本条例の理念及び目的を実現するため、市議会に関する基本事項を定める。」という文言を置くべきです。	静岡市自治基本条例との関係については考慮した上で本条例の目指す目的を規定しています。その他は、ご意見として伺わせていただきます。
9	1 目的	「開かれた議会」が多用されているわりに、静岡市自治基本条例との関連がわかりにくい。静岡市自治基本条例第 17 条を受けての表現であることがわかりにくい。「開かれた議会」が初めて使われる箇所で、説明すべき。第 1 条目的か。「静岡市自治基本条例第 17 条の開かれた議会を実現するために、～～」のように。	特に、ご意見のようなわかりにくさはないと考えます。
10		最高規範条例である静岡市自治基本条例の目的や基本理念と整合が図られるべきであるが、一切そのことに触れていない。内容的にも、静岡市自治基本条例と整合を図った形跡はない。そのため、「静岡市の総力をひとつに頑張ろう」という気持ちが伝わらない。静岡市自治基本条例と、議会は別々ではない。	規定の趣旨などについて、「静岡市自治基本条例」と重なる部分は整合性をとっています。その他はご意見として伺わせていただきます。
11		「1 目的」に、「市議会の役割及び責務を果たすことにより、」とあるが、当たり前すぎて不要ではないのか。ただ長文にしたようで、あまりに洗練されていない感じがする。	ご意見として伺わせていただきますが、不要であるとは考えません。

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
12	2 基本理念	<p>文面からすると「市議会」は執行機関に対する「監視機関」という事ですね。とても大事な事だと思います。これまではそうではなかったということでしょうか？今後もそのような役割を担っていたとするならば、その事例を教えてください。</p>	<p>これまでも静岡市議会では、市長より提出された議案の内容審査や市長に対する政策提言を行うなど、執行機関に対する監視機関としての役割を果たしてきました。今後も同様にその役割及び責務を果たしていきます。</p>
13		<p>「2 基本理念」について、すでに静岡市自治基本条例に規定があるため、不要ではないか。議会基本条例の目的が定まらない中に出てきた条文と思われるが、重要だからと言って二つの条例に同じことを書くことはない。最高規範にあれば、十分。</p>	<p>「静岡市自治基本条例」と内容的に重なる部分もありますが、規定する必要がないとは考えていません。</p>
14		<p>イメージ図では、「市民と市長の関係」は、「静岡市自治基本条例等で定められています」となっていますが、市議会についても、すでに静岡市自治基本条例において、「前文→第1章→第2章→第4章→第5章」の順で大枠が決められています。また、当然に静岡市市民参画の推進に関する条例の第6条までは市の執行機関のみならず市議会の責務です。その他、地方自治法をはじめ、静岡市例規集第1編総則等において、多様な規定が設けられていることはご承知のとおりです。これを説明せず、何ら規定がないように見えるイメージ図は市民に大きな誤解を与えるものです。静岡市自治基本条例によれば、「『市民』と『市』の協働によるまちづくり」の基本理念としています。『市』とは、「市議会」と「市の執行機関」です。このようなあたりまえのことが、全く伝わってきません。</p>	<p>このイメージ図は、本条例の規定についてのイメージであるため、このような表現になります。</p>
15	3 市議会の活動	<p>(1)～(4)とも当然のこと。但し政務調査費の支出は大切です。支出に際し、領収証を添付するのは当たり前のことです。問題は政務調査費の中味、即ち目的、実務、報告を公開すべきです。～議員自らの市政報告等により～議員によってはこの政務調査費を報酬の補足だと考えている人もいます。条例のなかに「政務調査」に関する一項目を入れて下さい。(自治基本条例17とダブッても良い)</p>	<p>「政務調査」に関する規定につきましては、別に定める条例があるため、改めて本条例には規定しないこととしました。</p> <p>なお、本市では、静岡市議会政務調査費の交付に関する条例等により、用途基準が明確に定められており、市長は政務調査費の交付請求を受けた場合は、その用途基準に照らし、厳正に審査した後、会派の代表者に対して政務調査費を交付しています。また、その用途等も公開しています。</p>

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
16	3 市議会の活動	<p>「3 市議会の活動」「4 市議会議員の活動」は、静岡市自治基本条例と何が違うのか？静岡市自治基本条例があるのだから、こんなに同じなら不要ではないか。</p> <p>重要だからと言って二つの条例に同じことを書くことはない。最高規範にあれば、十分。</p>	<p>両規定は、「静岡市自治基本条例」の規定を受けて、その活動原則を定めるものです。</p>
17		<p>議員としての「地位利用の禁止(又は自粛)」を追加。(1)～(4)のほか(5)として。自らの地位を利用し、次回選挙をにらみ、活動することを禁止(又は自粛)する。</p> <p>例えば、自治会長或いは学区自連会長となり、その組織を私的(後援会組織)に選挙活動を行うことは、やめてもらいたい。～本当に市政のために活動する人のために～</p>	<p>ご意見として伺わせていただきます。</p>
18	4 市議会議員の活動	<p>特に市議会議員の市民に対する報告説明の義務強化</p> <p>市内多くつくられた生涯学習センターをフル活用して多くの市民に参加させる(市民が行政について無関心)</p>	<p>4市議会議員の活動原則(3)自らの議会活動を市民に説明することと規定します。</p>
19		<p>「4 市議会議員の活動(4)」は、静岡市自治基本条例第18条第2項と何か違うのか？規定の意味があるのか？「4 市議会議員の活動(4)」は、もしかして人間性のこと？そんなことを条例化しなければならないほど、問題があるのか？いづれにしても、規定が曖昧すぎて規定の意味があるのか？</p>	<p>市議会議員は、その職責を果たすため、あらゆる意味で資質向上に努める意識をもつことを宣言する意味合いです。その他は、ご意見として伺わせていただきます。</p>
5	会派	特になし	
20	6 市民との関係	<p>時々議会傍聴していますが、静岡市に公聴会のような制度があると知りませんでした。今回の基本条例制定にあたり初めて盛り込まれたものですか？以前からあった制度でしたら、1公聴会等を開く判断基準がありますか？2今までどんな事例で開催されましたか？3公聴会等開催時の広報はどのようにされていますか？良い制度だと思うので是非広く活用されることを望みます。</p>	<p>委員会における公聴会制度につきましては、既に地方自治法第109条第5項及び静岡市議会委員会条例第62条に規定されており、現在でもその制度を活用することはできます。また、今後見込まれる地方自治法の改正により、本会議における公聴会制度が新たに設けられることを受け、本条に規定することとしました。なお、合併後の静岡市議会において公聴会が開催された事例はありません。</p>

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
21	6 市民との関係	公聴会、参考人制度があったことは、知りませんでした。いつ どのような件で誰が集められているのか、広報はされているのでしょうか このパブリックコメント後に公聴会はもたれるのでしょうか。	公聴会制度等のご説明につきましては、NO.20のご意見に対する考え方のおりです。 なお、本市民参画手続き(パブリックコメント)終了後に公聴会はありませんが、提出されたご意見について、議会改革特別委員会の場で協議、検討し、その内容等を公表します。
22		具体的な方法の検討更に運用に期待します。	ご意見ありがとうございます。
23		この制度を有効に機能させ「市民の意見及び知見を審議等に反映させる」ためには、現行の公聴会開催及び参考人召致を決定するための規定に加えて、市民が直接実施を要請出来る手続きを作る必要がある。具体的には「2名以上の市議員による発議」とか「100名以上の有権者の署名による請求」とか「町内会構成員の過半数による決議」などによって公聴会や参考人召致が実施されれば「市民との協働による開かれた市議会」が実現する。	ご意見として伺わせていただきます。なお、具体的な運用方法等については、今後協議・検討し、十分な効果が期待できるような運用に努めます。
24		市議会は、「市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度活用を努めるものとします。」とありますが、これまでの複数の傍聴をとおしてその文言が機能していないことを実感しました。俗に言えば絵に描いた餅のように形骸化していると思えませんでした。	ご意見として、伺わせていただきます。なお、具体的な運用方法等については、ご意見を踏まえ、今後協議・検討し、十分な効果が期待できるような運用に努めます。
25		「市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設ける」とありますが、何時どこでそれが展開されているのかを市民に知らせて頂きたい。	具体的な運用方法等については、今後協議・検討しますが、ご意見については参考にさせていただきます。
26	「(1)市議会は、市民との協働による開かれた市議会の実現に努めるものとします。」は、静岡市自治基本条例第11条、第17条第2項にすでに規定されている内容。目的に、「静岡市自治基本条例の具体化を図る条例」などして、ここでは不要。「(2)～(4)」は、静岡市自治基本条例、市民参画条例との関連がわかるように規定すべき。たとえば「静岡市自治基本条例の目的、及び理念に基づき～」。	「静岡市自治基本条例」と内容的に重なる部分もありますが、規定する必要はないとは考えていません。その他は、ご意見として伺わせていただきます。	

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
27	7 広報の充実	「7 広報の充実」は、「静岡市自治基本条例」及び「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」で既に規定されている内容だが必要か？単なる理念規定は、既に様々に規定されているにも関わらず、規定に従った運用がされていないことへの反省があるとしても、理念規定を重ねるだけでは意味がない。	市議会の広報活動の充実については、骨子案の解説にあるとおり、既に具体的な活動を行っているところですが、更に充実させる方針を規定します。
28	8 公開	「8公開」は、同内容が、市議会会議規則、市議会委員会規則、他の情報公開条例ですでに規定されているのではないのか。必要か。	個別の議会関係例規に規定されている部分もありますが、議会全体の今後の方向性、方針を打ち出す理念としての規定であり、必要であると考えています。
29	9 市長等との関係	「9 市長等との関係」は、静岡市自治基本条例で、同内容がすでに規定されている。必要か。	「静岡市自治基本条例」と内容的に重なる部分もありますが、規定する必要がないとは考えていません。
30	10 資料の要求	「10 資料の要求」について、地方自治法で資料の要求はできないのか？少なくとも、解説が必要ではないのか。	ここでいう「資料の要求」は地方自治法第98条の検閲検査権とは異なるものです。なお、その他ご意見については、本条例制定後の逐条解説作成などの際の参考とさせていただきます。
31	11 議決事件	“別に条例で定めます。”の文章の主語は何でしょうか？“市議会”でしょうか。	ご意見のとおり解釈でよいと思います。
32		「11 議決事項」は、あたりまえすぎて、条文化に疑問。	地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議決事件を別に条例で定めています。
33	12 議会運営	「12 議会運営(1)」について、静岡市自治基本条例ですでに定められている。	「静岡市自治基本条例」と内容的に重なる部分もありますが、規定する必要がないとは考えていません。

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
34	12 議会運営	「12 議会運営(2)」について、地方自治法と同じに見える。選挙だけでも十分「その過程を明らかにするものとします。」になるので、文理上規定の意味がない。より具体的な規定をするなら意味が出てくる。	地方自治法第103条の規定を踏まえ、単に選挙するというのではなく、そこに至るまでの過程を明らかにする意味です。運用等については、今後検討します。
35		“・・開催し、・・運営する・・”の主語と目的語は“委員会”でしょうか？	ご意見のとおり解釈でよいと思います。
36	13 委員会の活動	参考として挙げられている自治基本条例に「市議会議員は・・・総合的な視点に立って、・・・市民の信託にこたえなければならない」とある。市民の信託にこたえるためには、執行機関から提案された案件以外でも、当該部署の所轄する事項に関連した問題を、委員会の中で幅広く審議出来るような制度にすべきである。今年2月、静岡市社協の不正経理問題について審議されると聞いて厚生委員会を傍聴したが、委員会終了後に協議会という形で実施されていた。その時、今後も継続してこの問題を取り上げるということだったが、その後実施されていない。市民の関心を集めている案件や、市民の利益に関わる案件などは、執行機関に対する議会のチェック機能を果たすために、委員会の中できちんと審議出来る制度にすべきだ。	ここでは、委員会の活動のあり方について、方針、理念的な規定をしています。実際の運用方法等については、今後検討されるところですが、ご意見は参考として伺わせていただきます。
37		「13 委員会の活動」は、「静岡市自治基本条例」「静岡市議会委員会条例」で、すでに規定されている。(2)もここで、規定しなくても制度的に可能。	前述のとおり、「静岡市自治基本条例」と内容的に重なる部分もありますが、規定する必要はないと考えていません。
38	14 質疑応答	“・・方法で行う・・”の目的語は“質疑及び質問”でしょうか？	ご意見のとおり解釈でよいと思います。

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
39	15 市議会の機能強化	「15 市議会の機能強化」について、「市議会の機能強化」という表現の趣旨は「法に定められた権能を使いこなし・・・」ということだと思うが、文理上「現行法を越えての機能強化」に努めると読めるので、例えば国会に「議会機能の強化」の請願をし続けるとか現行制度の限りない否定に聞こえるし、目指すところも不明確であり不適切ではないのか。	特に、ご意見のような意はありません。骨子案の解説に記載したとおりです。
40	16 議会改革	最も重要なところで「議会改革推進会議」の開催は議長が決めるとあるが常設すべき会議である。「議員定数」「議員報酬(含む政務調査費)」のあり方などは、ほかの政令都市との比較とともに他の法律或いは条例との関連があっても、基本条例のなかに明記すべきです。	「議員定数」「議員報酬」につきましては、別に定める条例があるため、改めて本条例には規定しないこととしました。なお、「議員定数」に関しましては、議会改革特別委員会の場合において、協議を進めていきます。
41		「16 議会改革」「17 議会事務局等」について、現状では、重要なテーマだが、議会基本条例で規定する内容なのか。	「16 議会改革」「17 議会事務局等」につきましては、本条例の基本的事項として大変重要であり、規定すべきと考えました。
	17 議会事務局等	特になし	
42	18 他の条例等との関係	“・・・制定し、又は改廃しようとする・・・、・・・整合を図らなければ・・・”の主語は“市議会”でしょうか？	ご意見のとおり解釈でよいと思います。
43	19 この条例の見直し	条文案だけでは、あたりまえすぎる内容で、規定の意味はない。しかし、解説を読むと「常に評価する」とあるので、これを条文に入れることで意味が出てくる。その場合、評価の方法を規定するなど、影響が大きいと思うので、十分な検討がされるべきではないのか。その上で、市民に審議過程を公開すべき。	骨子案においては、あっさりした言い方ですが、規定として整備する際は、社会情勢の変化などの例示を考えています。
	附則	特になし	

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
44		<p>議会は、静岡市市民参画の推進に関する条例第1条から第6条により規定される立場にあります。また、議会は、市の実施機関の手本となるべきです。どうしてこの議会基本条例の制定過程において、静岡市市民参画の推進に関する条例で「実施機関」に努力義務を課すすべての市民参画手法を行わないのか。</p> <p>具体的には、なぜこの基本条例を制定しようとするときに、タウンミーティング、ワークショップ、各区での説明会、そのほかの意見聴取方法や市民との対話を行わないのか。ほとんど利害関係の生じないこの条例でこそできることであり、先例を作る意味で重要なのに、これが実施できないことが残念です。</p>	<p>本条例の骨子案に関し、市民の皆さまの意見を反映させるため、議会改革特別委員会の場で協議した結果、市民参画手続き(パブリックコメント)を実施することとなりました。その他は、ご意見として伺わせていただきます。</p>
45	関連意見	<p>議員発議の条例提案が重要性を増しています。しかし、議員発議の条例案は、この議会基本条例のように、「熱意はあるけど中身が不十分」となることが想定されます。これ自体は、専門化が進んだ社会ではどうしても起こりえることです。もし、不十分なまま議決をってしまった場合、現行法(地方自治法)で市長は、議会に対し再議に付すしかありません。再議に付すには、相当なエネルギーが必要ですから、多少のことは目をつぶるしかなくないというのが現実的と思われます。しかし、市民にとっては、誰が提案したかということよりも、条例の中身こそ重要です。中身ある議員提案条例を制定するため、議決をする前に、市民のみならず、執行機関の意見を聞く制度担保が必要だと思えます。(市民に見えない裏でやるのではなく、表で意見を聞く。裏でやれば、二元代表を裏切る癒着と市民に思われても仕方ありません。議員提案の意味もわからなくなり、議員の存在価値に疑問符がつきます。また、情報公開の透明性も不十分です。)議会で議論を尽くして出来上がった条例案について、執行機関から意見を聞く制度が必要です。</p> <p>あくまで意見を聞くだけです。意見を聞いて修正しなくてもいいのです。結果、「市」の総力が結集したすばらしい条例案になればいいのですから。市民と市議会と市の執行機関が、互いの役割を果たしながら、協働体制で「静岡市」の発展を目指すこと、これこそが重要です。</p>	<p>過去2件の議員提案条例につきましては、条例制定検討会等の場において、執行機関及び市民からの意見聴取や執行機関への資料の作成依頼を行うなどし、必要な連携は図られたものと認識しています。また、その審議結果等について、市議会ホームページで公表しています。今後も議員提案条例の策定に当たり、執行機関と必要に応じ連携を取ることを考えています。</p>
46		<p>市議発議の条例制定時の手続きについて、市民から意見聴取を義務付ける規定はないが、何らか規定できないのなら、この条例の意味がない。</p>	<p>ご意見として伺わせていただきます。</p>

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
47	関連意見	議員発議の条例制定時の手続きについて、市議会が、市の執行機関に意見を聞ける制度がないが、規定すべき。聞くべき。意見を聞いて意見をどう取り扱うかは、何らか定めが必要。執行機関の意見は政策の参考になるはずであり、それこそ静岡市の総力を結集することになる。二元代表制の趣旨から、執行機関の意見は公表すべき。制度になく、議員が執行機関に、「この条例案どうか？」と聞けば、二元代表制度から見て癒着と思われかねないが、市民にとって、しっかりした条例案となることは、重要。意見を聞くことは公益上必要。相談したなら、その事実は公表すべき。内容は、検討が必要。制度化すべき。	NO.45の考え方で記載したとおり、必要と思われる時には、参考として説明等をしていただくということで考えています。
48		市の執行機関に対する監視機関に対応する機関を明確にし、調査立入検査を強化する(特に天下り出向職員の行っている事業)	ご意見として伺わせていただきます。
49		議会基本条例制定のために、どのような議論を具体的にしてきたのか？先進地を視察してきたと思いますが、どのような点を学び、どう条例にもりこんでいるのか？この条例は、議員・議会のあたりまえのことしか書いていないので、これで改革できるのか心もとない。	議会基本条例骨子案の策定に先立ち、議会改革特別委員会において、新潟市、長野市、広島市、北九州市の先進4市を視察し、各条例の制定経緯、条文構成、具体的取り組みなどについて、議会改革特別委員会の場で比較検討し、委員間協議を行いました。その結果、地域における委員会の開催や本会議における議員の質疑・質問方式の選択制に関する規定を本条例に盛り込むこととしました。
50		傍聴の呼び掛けや案内、本会議インターネット中継など、広報活動に関して多くの尽力をされていることに敬意を表します。4に謳われている「市議会議員の活動」がより一層充実し市民のための市議会になるよう、広報する内容に「本会議及び常任委員会における議員ごとの質問回数と質問時間、質問事項」を加えてほしい。	本会議及び委員会での議員ごとの質問内容等につきましては、市議会だより及び市議会ホームページ(質問の通告一覧、会議録検索)において公表しているところですが、今後も広報活動の更なる充実を目指します。
51		各議員が出している議会報告集とか報告会のお知らせなどが、わかるような、コーナーを議会事務局の前とか、議員控室の前にもうけてほしい。各部屋に入るには勇気がいるので、より開かれた議会になるために。	貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
52	関連意見	議会・委員会に時折傍聴にでかけますが議事棟内に入れば分かりますが、市議会開催の立看板が捉えられた事歓迎です。できれば開催される各委員会名の表示があれば更に関心が高まるのではないのでしょうか。やや(大きくなりすぎでしょうか)	市議会開催の立看板の設置につきましては、市民の皆さまに開かれた市議会を目指し、昨年度から実施しております。今後も更に効率的な手法を検討し、市議会の広報活動を更に充実させていきます。
53		委員会を傍聴した事があります。行政側の説明者やその部署の方々が席の大半を占め傍聴席はわずか5席最後列でした。来ない事を予測しての待遇でしょうか。末席のため場慣れした議員と役人の発言は、聞きとりにくく議会事務局の方に善処をおねがいし、徐々に改善されてきた事は声が届いたという安心感が生まれました。更に議論する席を中央にもってくと議員・行政・市民の構図なのですが……	貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
54		現行では委員会傍聴はできますが、質疑する議員・職員の方々の表情を見ることができない程、離れており、声の小さい方のスピーカーからの音は小さく、何を言っているのか良く解りません。従いまして、傍聴席は、静岡市職員の後席ではなく、質疑をする方々の至近に設ける事で、市民に開かれた議会により近づけることができます。	貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
55		厚生委員会の議論や応答などは、会議場の最後部にある傍聴席では①見えません②聞こえにくいのです(職員の答弁は傍聴席に背を向けており、声が小さかったり、マイクとの距離に無関心なためか、傍聴席では大変聞きにくいのです。)	貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
56		傍聴席を委員たちの席の近くに設けること。	貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。
57		委員たちが真剣に審議していることを傍聴できるシステムが必要であります。委員たちの真剣な議論と職員の真剣な答弁の姿を実見すれば、傍聴者は増え、市政への関心が高まると思います。	貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
58		<p>以前、委員会の傍聴席は椅子のみでしたが、現在は机のある席が用意され、予算書のような資料も準備されています。市民の希望を議会事務局で取りあげてくれた結果と思います。ただ、公開されているとはいえ、広い会議室の端である傍聴席では、答弁する職員の声が聞こえないことがよくあります。議員席、職員の席、傍聴席の配置を工夫すれば良くなると思います。せっかく公開を謳っているのですから改善されるよう希望します。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
59		<p>傍聴人数が制限されているので、関心があって傍聴できないと思うと傍聴に行きたくなるのです。</p>	<p>委員会における傍聴人の定員につきましては、静岡市議会委員会傍聴規程により、6人との規定がありますが、委員長が認めた場合は、増員することができますので、安心してお出かけください。</p>
60	関連意見	<p>本会議、市民の代表であると自負されている議員の方々の真剣勝負の場所と思われませんが意見が聞きとれない程の野次は、品性品格を疑いたくなります。傍聴者には、発声・帽子・マフラーまで注意される議場内です。議長は、はっきりと制止すべきです。ましてや傍聴者には配布されない資料を机の上に置いたまま、ページを繰ることもせず、いねむりするとは言語道断。ネット中継に議場の議員席の姿も公開すべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
61		<p>本会議を傍聴していて、議員の野次に閉口しています。私の知るかぎり、野次は多数会派議員から少数会派議員に向けてであり感じの良いものではありません。どの議員も等しく市民の付託を受けているのですから、多数会派の議員には他者の意見を尊重する度量をみせていただきたいし、議長にはその場で注意してほしいと思います。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
62		<p>より多くの市民からアンケートを取ってみてはどうか。市民の方がどれだけ市議会に対して関心があるか。(議会の傍聴、議会報告、議事録の閲覧等)</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

NO.	骨子案の対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
63		政策には、その立案過程が極めて重要なので、できるだけ公表すべき規定を置くべき。特に、議員発議の条例制定案について。	今までも政策立案に係る検討会等の経緯は公表してきました。特に規定する必要はないと考えます。
64	関連意見	この条例づくりで、議会事務局は、議員のサポートをどのようにしたのか？疑問である。市の重要な機関の最高規範的な意味を込めての条例で、現在の議員の任期後も市民にとって、重要な意味を持つと思われるのだから、いくら議員提案条例とはいえ、誰かが法律や条例体系全体についてしっかりサポートすべき。条文についても、手続きについても、だれかサポートしたのか？今後の条例づくりの反省のためにも、過程を明らかにすべき。	このことについては、議会事務局より回答させていただきます。 本条例の検討は、立ち上げから一貫して議員自身で行われたもので、議会事務局としては、必要な調査、資料提供等のサポートをさせていただきました。ただし、ご心配いただいたように、条例の制定には、法制執務面を初めとする専門的な部分もあるので、今後、条例案を作成する最終の段階で、関係当局のご指導をいただく予定です。
65		議会に関する法律および他の条例(地方自治法、静岡市例規(特に例規集第1編、第2編))との整合がわかりにくい。他の条例があるので、議会条例が不要と言われそう。他の議会条例に条文を追記すればいい。 地方自治法、静岡市例規(特に例規集第1編、第2編)をしっかり把握しているのか、疑問になってしまう。	この条例は議会の基本的理念等を定めるものです。個別の議会関係規定等とは競合しないように整合性をとっています。
66		これだけ時間をかけて、心をこめて公益を考え意見しても、行政からは、お礼のメッセージひとつ来ないのが、今の静岡市のパブコメ制度。公共を預かる者として、人間味もおもしろみも全くないところが、今日的な行政の課題だと思います。さて、議会はどうでしょう？このパブコメについて、何らか返信があるのでしょうか？ 結びに、ひとこと、添えて。	いただいたご意見等については、ご意見の内容、それに対する考え方を公表させていただきます。 なお、貴重なご意見をお寄せくださいました皆さまには、この紙面をお借りして、お礼を申し上げます。
67	その他	高校入試については、公開されるようになった。教員採用もかなりオープンになってきた。しかし、最も責任の重い管理職は推薦という形で公募はほとんど見られない。(全く見られない。)教育の大きな問題だと考える。	本条例に関係の無いご意見であるため、関係部局に回答を依頼することとしました。
68	その他	災害廃棄物は、被災地で処理することによってその地域にお金が落ち、復興につながります。わざわざ遠隔地で処理することは、運搬費などのコストもかさむ上に、災害地の復興に寄与しません。いわゆる「災害がれき利権」に群がる者たちは、恥を知るべきです。	本条例に関係の無いご意見であるため、関係部局に回答を依頼することとしました。